

- (4) 住まいの場の充実
 - ・GHにおける居宅介護個人単位利用の恒久化
 - ・GHから独立生活への移行評価
 - ・GHの重度障害者支援加算拡充
 - ・障がい者支援施設における個室化の推進
- (5) 医療的ケアを要する人への支援
 - ・医療的ケアの判定見直し
 - ・医療型短期入所の報酬引上
 - ・生活介護における事業所特例の設定
- (6) 重い行動障がいのある人への支援
 - ・重度包括の対象拡大と訓練等給付的な利用の促進
 - ・行動援護の居宅内利用推進
 - ・状態像の改善に対する評価
- (7) 障がい児支援の質的変容
 - ・放課後等デイサービスの位置付け見直し
 - ・保護者へのスキル伝達の評価
- (8) 制度の持続可能性を高める取組み
 - ・大規模な単独型短期入所事業所への報酬減
 - ・食事提供体制加算の見直し
 - ・放課後等デイサービスの「保護者就労支援型」創設と報酬引き下げ

ヒアリングなどを受けて、検討チームで国から示されたサービスごとの論点は、次の表のとおりです。

なお、原稿執筆時点で把握可能なサービスのみとなります。

グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の重度化、高齢化への対応 ・夜間支援等体制加算の見直し
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準 ・標準利用期間 ・対象者の状況に応じた基本報酬の設定 ・同行支援及び夜間の緊急対応 ・電話相談の評価
地域移行相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行実績の評価
自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の在り方
地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、機能の充実

就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬 ・支援の質の向上 ・一般就労の範囲(前回改定時に引き続き検討、検証を行うとされた事項)
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬等 ・支給要件等
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬 ・一般就労への移行の促進 ・最低賃金減額特例等(前回改定時に引き続き検討、検証を行うとされた事項)
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬 ・多様な就労支援ニーズへの対応 ・一般就労への移行の促進
就労系サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績算出 ・在宅でのサービス利用の要件等 ・施設外就労

今後は、並行して実施されている障がい福祉サービス等の事業所における経営実態調査の結果も踏まえて、より具体的な報酬改定の議論が進められる予定です。

障がい福祉サービス等の報酬は、知的障がい者の暮らしぶりにも大きく影響することですので、引き続き注視していく必要があります。

**大阪市手をつなぐ育成会
9月度 支部連絡会を開催しました**

令和2年9月17日に大阪市立社会福祉センターにおいて、半年ぶりに支部連絡会を開催しました。

3月から新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催を見合わせていましたが、会場定員の半分等の利用規約を遵守し、3密を避け、検温、マスクの着用、手指の消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底して、各支部から約30名の会員にお越しいただきました。

今回は情報提供として、全国手をつなぐ育成会連合会が契約者となっている2つの保険の紹介がありました。